

## 支援金

### 燃料・肥料等の高騰により影響を受けた農業者への支援

今年度交付する猪苗代町燃油価格等高騰対策支援金についてお知らせします。

▼対象者  
次のいずれにも該当する人  
・町内に住所を有し農産物を生産、販売する人  
・町税を滞納していない人  
・町暴力団排除条例第2条第2号および第3号に規定する暴力団員等でない人

▼交付対象作物  
・土地利用型作物  
・園芸作物

▼交付額  
・土地利用型作物 1,000円/10a  
・園芸作物 3,000円/10a

※自家消費分を差し引いた面積（水稻は自家消費分として10aを差し引いた面積）

▼申請期限  
令和6年2月29日(木)

▼申請に必要な書類  
①交付申請書  
②生産面積が確認できる書類

③町税滞納の有無を確認することへの同意書  
④請求書  
⑤振込先通帳の写し

▼申請手続き  
申請書に必要な書類を添付し、各集落の集落推進員か町農林課に提出してください。

▼その他  
申請書類は、各集落の集落推進員を通して配布します。

▼問い合わせ先  
農林課 農業振興係  
☎(62)21116

## 相談

### 行政相談委員に相談してみませんか

町では、行政相談会を毎月1回、第3水曜日に開催しています。お気軽にご相談ください。

▼開催日時  
11月15日(水)  
午後1時から午後3時まで

▼会場  
町役場3階 第3委員会室

▼その他  
相談無料・秘密厳守  
▼問い合わせ先  
総務課 秘書広報係  
☎(62)21111

### 人権擁護・行政相談委員合同相談会

町では、次の日程で人権擁護委員と行政相談委員の合同相談会を開催します。

人権擁護委員は、地域住民の人権の擁護と人権思想の普及・高揚を目的に活動しています。人権問題でお困りの人は、この機会にぜひご相談ください。

▼開催日時  
12月1日(金)  
午前10時から午後3時まで

▼会場  
町役場3階 第3委員会室

▼その他  
相談無料・秘密厳守

## 議会

### 12月議会が始まります

町議会の本会議は一般に公開されており、どなたでも傍聴することができます。議場は町役場3階です。傍聴する人は、傍聴席入口にある受付票に住所・氏名・年齢を記入し、入場してください。児童・乳幼児は、許可が必要となりますので、事前にお問い合わせください。

▼問い合わせ先  
総務課 秘書広報係  
☎(62)21111

## 募集

### 小・中学校で学校支援ボランティアを募集

傍聴の際には、議事を妨害する恐れのある人は入場できないなど、注意事項がありますので、職員の手引に従ってください。

▼開会予定日  
12月5日(火)  
※一般質問は11日(月)、12日(火)の予定です。

▼問い合わせ先  
議会事務局 議事係  
☎(62)56666

▼活動の内容  
・登下校の安全見守り活動  
・学校環境整備(花壇の手入れや草刈り、除雪など)  
・特別な支援を必要とする児童や生徒への支援  
・読み聞かせや読書活動支援  
・学校行事の手伝い  
・特技や趣味、専門的な知識を生かした支援など

## お知らせ

### 全国瞬時警報システム(Jアラート)全国一斉伝達試験

Jアラートの伝達試験が、次のとおり全国一斉に行われますのでお知らせします。

▼実施日時  
11月15日(水) 午前11時

※実際の災害等の発生により、中止となる場合もあります。

▼実施内容  
防災行政無線から「これは、Jアラートのテストです」と放送が流れます。

▼問い合わせ先  
総務課 防災情報係  
☎(62)21111

## ペット

### 狂犬病予防注射はお済みですか

犬の飼い主には、室内犬・室外犬問わず生後91日以上の飼い犬に、年1回必ず狂犬病予防注射を受けてください。

▼問い合わせ先  
町民生活課 環境係  
☎(62)21114

### 猫の「3ない」運動

猫が増えすぎて管理できなくなることがないように3つのルールを守り、人と動物の調和ある共生を目指しましょう。

①猫をださない  
・猫を屋外に出すと、予期せぬ繁殖や近所からの苦情につながることもあります。

・飼い猫は迷子札等を付け、室内で飼いましょう。

②猫を捨てない  
・野良猫になった猫は、交通事故や病気により生後6カ月齢までに75%が死に、寿命は5年以下との報告もあります。

・猫がその命を終えるまで適正に飼いましょう。

③猫を増やさない  
・猫が増えすぎて管理できなくなることがないように、不妊去勢手術をしましょう。

・「可愛い」「可哀想」から始めた餌やりにより、野良猫が集まり、その結果、子猫が生まれ、猫のふん尿や鳴き声などで近所迷惑になることがあります。猫が増えすぎると適切な世話が行き届かず、猫自体を苦しめることもあります。

・野良猫に餌を与えるときは、その猫の飼い主として、責任を持って飼いましょう。

●全国共通ナビダイヤル  
☎ 0570(070)810

●福島県動物愛護センター会津支所  
☎(29)5517

### 女性の人権ホットライン

福島県地方自治局と県人権擁護委員連合会は、11月15日(水)から21日(火)までの7日間を全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間として、夫・パートナーからの暴力やストーカーなど女性をめぐるさまざまな人権問題について、電話相談を実施します。

相談は、人権擁護委員と法務局職員が応じ、秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

●時間 午前8時30分から午後7時まで  
※11月18日(土)、19日(日)は午前10時から午後5時まで。強化週間以外の平日も午前8時30分から午後5時15分まで相談にに応じています。

●全国共通ナビダイヤル  
☎ 0570(070)810

●福島県地方自治局 人権擁護課  
☎ 024(534)1994

## ●陸上自衛隊高等工科学校の生徒を募集しています

募集職種	資格	受付期間	試験期日	将来の展望
高等工科学校生徒	推薦 男子中卒(見込み含む)17歳未満の成績優秀かつ生徒会活動などで顕著な実績があり、学校長が推薦できる者	10月1日(日)～12月1日(金)	令和6年1月6日(土)～8日(月) ※いずれか1日を指定	将来、陸上自衛隊で、高機能化・システム化された装備品を駆使・運用し、国際社会でも自信を持って対応できる自衛官を養成するため、中学校卒業などを対象に採用する制度です。
	一般 男子中卒(見込み含む)17歳未満の者	10月1日(日)～令和6年1月5日(金)	1次試験 令和6年1月13日(土)・14日(日) ※いずれか1日を指定 2次試験 令和6年1月25日(木)～28日(日) ※いずれか1日を指定	

【応募・問い合わせ先】自衛隊福島地方協力本部 会津若松出張所 ☎(27)6724  
〒965-0825 会津若松市門田町大字黒岩字大坪 57-1

納税義務者区分	均等割	法人税割
町内に事務所又は事業所を有する法人	○	○
町内に事務所又は事業所はないが、宿泊所・保養所を有する法人	○	—
町内に事務所又は事業所のある公益法人等又は法人ではない社団・財団等で収益事業を行わないもの	—	○
町内に事務所又は事業所のある公益法人等又は法人ではない社団・財団等で収益事業を行うもの	○	○
法人課税受託の受託者	—	○

## 税金

### 法人町民税について

▼法人町民税とは  
町内に事務所または事業所等がある法人に課税される税金です。法人の収益によって計算される「法人税割」と、法人の規模によって課される「均等割」を合算して算出します。法人自ら税額を計算して申告し、その額を納めます。

①一般法人

▼納税義務者

資本金等の額	町内従業者数	年額
50億円～	50人超	3,000,000円
	50人以下	410,000円
10億円を超え 50億円以下	50人超	1,750,000円
	50人以下	410,000円
1億円を超え 10億円以下	50人超	400,000円
	50人以下	160,000円
1,000万円を超え 1億円以下	50人超	150,000円
	50人以下	130,000円
1,000万円以下	50人超	120,000円
	50人以下	50,000円

②公益法人  
(例)社会福祉法人、学校法人、労働組合等(収益事業を行わない場合は非課税)

③法人ではない社団で代表者または管理者の定めがあり、かつ収益事業を行うもの  
(例)校友会、同窓会、PTA等

④法人ではない財団で代表者または管理者の定めがない財産管理会等(法人格を持たない財産管理会等が地代を得ている場合は、必ず申告する必要があります)

▼収益事業について

一般法人の営利行為のほかに、公益法人、社団、財団、財産管理会等で、次のような収益事業を行っている場合は納税義務者に該当します。詳しくは、税務署に問い合わせてください。

①物品の販売、貸付業  
②不動産の販売、貸付業(農地や土地の貸し付けを含みます)  
③製造、印刷、出版業

▼税額  
一般法人、公益法人、社団、財団などの区分のほか、資本金と従業員数によって異なります。

▼問い合わせ先  
税務課 賦課係  
☎(62)2113  
【収益事業について】  
会津若松税務署  
法人課税第一部門  
☎(27)4311  
音声案内後、2番を選択

## 有料広告募集中

町では、「広報猪苗代」に掲載する有料広告を募集しています。事業所の宣伝、広告などにぜひご活用ください。手続きや料金など、詳しくは下記にお問い合わせください。

☎総務課 秘書広報係 ☎(62)2111



▲最優秀賞に輝いた久保さんの作品

## コンクール

### ごみ減量化・リサイクル推進ポスターコンクール

▼久保夏菜さん最優秀賞  
町が主催する「ごみ減量化・リサイクル推進ポスターコンクール」の審査会は9月26日、町役場で開かれ、猪苗代小5年の久保夏菜さんの作品が最優秀賞に選ばれました。

町内各小学校4～6年の児童から72作品の応募があり、町長や町一般廃棄物協同組合員、町校長会長が厳正に審査。入選作品は11月下旬まで役場町民ホールに展示するほか、令和6年度のごみ・リサイクルカレンダーに掲載します。

入選者は次のとおりです(敬称略)。

▼最優秀賞 久保夏菜(猪小5年)  
▼優秀賞 佐藤莉穂(吾小4年)、小野暖寧(猪小5年)、大堀杜和(猪小6年)  
▼佳作 川島愛来(猪小4年)、小椋山京(猪小4年)、生江和太(吾小4年)、佐藤なの(猪小5年)、鈴木咲翔(緑小5年)、鈴木侖(長小5年)、山内朱里(猪小6年)、喜多見七葉(翁小6年)、野口実莉(千小6年)

▼問い合わせ先  
町民生活課 環境係  
☎(62)2114

## 知っていますか？建退共制度

建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。

この制度は、事業主が労働者の働いた日数に応じて掛け金となる共済証紙または退職金ポイントを積み立て、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。電子申請方式の活用で、手続きが便利になりました。詳しくは、お問い合わせください。

【契約できる事業主】 建設業を営む人  
【加入できる従業員】 建設現場で働く労働者

【特徴】  
○掛け金の一部を国が助成します。  
○掛け金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。  
○掛け金は、インターネットを利用した電子申請での納付も可能です。

【電子申請方式】  
○金融機関での共済証紙の購入が不要となり、社内のPCで共済証紙の代わりとなる退職金ポイントが購入できます。  
○共済証紙の共済手帳への貼付・消印や下請への交付・確認が不要となり、購入した退職金ポイントから自社や下請の被共済者に掛け金として充当されます。

☎建設業退職金共済事業福島県本部 ☎024(523)1618

## 令和4年度

### 町有施設の温室効果ガス(二酸化炭素)

#### 排出量を公表します

【問い合わせ先】企画財務課 ☎(62)2112

#### 24.2%削減を目標 二酸化炭素排出量

町では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の規定により、市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量削減のための措置に関する計画として、令和3年3月から「第3次猪苗代町地球温暖化対策実行計画」(実行計画)を施行しました。その後、令和3年10月22日に閣議決定された「地球温暖化対策計画」において、温室効果ガスの排出削減目標が26%から46%に見直されたことに伴い、町の実行計画についても改訂を行いました。

#### 【対象施設一覧】

施設名	施設名	施設名
役場庁舎	水道施設	こども園・保育所
水防センター	下水道施設	体験交流館
地域農業活性化センター	小学校	図書歴史情報館・むかし体験館
農村環境改善センター	中学校	地域福祉交流センター
優良堆肥製造施設		

温室効果ガスの排出削減の対象となる町有施設は、【対象施設一覧】のとおりです。総合体育館(カメリーナ)など、指定管理者制度により外部委託している町有施設は対象外としています。指定管理者には、可能な限り実行計画の趣旨に沿った取り組みを実践するように要請しています。

#### 【表1】種類別の使用量及び二酸化炭素排出量

種類	H25 使用量 (ℓ)	R4 使用量 (ℓ)	H25 排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	R4 排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	排出量比較 (%)
ガソリン	36,180	28,977	83,977	67,275	△ 19.89
灯油	188,269	127,897	468,693	318,397	△ 32.07
軽油	117,495	61,272	303,721	158,386	△ 47.85
A重油	14,000	1,000	37,935	2,710	△ 92.86
液化石油ガス(LPG)	7,478kg	5,563kg	22,426	16,683	△ 25.61
電気使用量	3,791,829kwh	3,585,439kwh	1,774,576	1,731,767	△ 2.41
合計	-	-	2,691,347	2,295,217	△ 14.72

表1は、平成25年度と令和4年度の燃料などの種類別の使用量と二酸化炭素排出量を比較したものです。令和4年度の二酸化炭素排出量の合計は、基準年度である平成25年度と比較して14.72%の減少となりましたが、令和4年度時点での削減目標である16.9%減には、残念ながら及ばない結果となりました。基準年度より二酸化炭素排出

#### 【表2】種類別の二酸化炭素排出量増減の主な要因

種類	増減率 (%)	主な要因
ガソリン	△ 19.89	公用車における使用減
灯油	△ 32.07	中学校統合に伴う使用減
軽油	△ 47.85	除雪車における使用減
A重油	△ 92.86	地中熱ヒートポンプ冷暖房システムによる使用減
液化石油ガス(LPG)	△ 25.61	中学校統合に伴う使用減
電気使用量	△ 2.41	中学校統合に伴う使用減

量の合計が減少した主な要因として、種類別の二酸化炭素排出量では、灯油の32.07%減、次に軽油の47.85%減が挙げられます。表2は、種類別の二酸化炭素排出量増減の主な要因についてまとめたものです。今後も各施設において、照明空調などの適正な管理や公用車エコドライブの推進、再生可能エネルギーの導入などに取り組み、目標達成に向け計画の推進に努めていきます。

## ご存じですか？

### 令和6年4月から相続登記が義務化されます。

#### ●相続登記義務化

所有者不明土地解消、空き家・空き地問題解消に向け、令和6年4月1日から相続登記が義務化され、相続(遺言による場合も含む)によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内(申請の義務化が施行される前に相続が発生している不動産については施行日から3年以内)に相続登記の申請をしなければならないこととされました。

また、正当な理由がないのに、不動産の相続を知ってから3年以内に相続登記の申請をしないと、10万円以下の過料が科されることがあります。



不動産登記推進  
イメージキャラクター  
「トウキツネ」

詳しくはこちら

法務省 相続登記義務化

検索

## 善意をありがとうございます

下地勉さん(北海道)は10月11日、町役場を訪れ、社会福祉事業に役立ててほしいと町に200万円を寄付をしました。



渡部昭副町長に善意を届けた下地さん(左)

○地域振興事業寄付金として  
故工藤クラさん 300,000円

## 自筆証書遺言書保管制度および相続登記の申請義務化に関する説明会

福島地方法務局と相馬、郡山、白河、会津若松、いわきにある法務局をWeb会議システムでつないで説明会を実施します。事前予約が必要ですが、参加は無料ですので、ぜひご参加ください。

●日時 11月13日(月)、12月12日(火)、令和6年1月10日(水)、2月6日(火)  
いずれも午前10時から1時間程度

●会場 福島地方法務局若松支局ほか県内各支局

●申込方法 福島地方法務局供託課に電話で申し込んでください。

●その他

説明会終了後に司法書士による相続登記無料相談会を開催します。説明会予約時に先着順で申し込みを受け付けます。

〒福島地方法務局 供託課

☎ 024 (534) 1971